

写

健感発第 0928001 号  
平成 16 年 9 月 28 日

各 都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

構造改革特別区域法の一部を改正する法律（狂犬病予防法関係）  
の施行について

先般、構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 60 号）により構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 2 条 2 項に基づく特定事業として、市町村による狂犬病予防員任命事業が新たに創設され、平成 16 年 10 月 1 日から施行されるところである。

本事業は、従来、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）に基づき都道府県知事又は保健所を設置する市長が実施する、狂犬病予防員の任命、捕獲人の指定、犬の抑留等を行う措置に加え、地域の事情や市町村の判断に応じ、市町村（地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく政令で定める市を除く。以下「市町村」という。）の長がこれらを実施することができるものとする制度である。

については、本改正の概要及び留意事項は、下記のとおりであるので、了知の上、貴管下の関係機関及び関係市町村に対して、「我が国に不法に持ち込まれる犬等の対策等の徹底」（平成 14 年 9 月 27 日健感発第 0927001 号）で示した、海外からの狂犬病の侵入防止対策などを始めとした対策強化の必要がある場合には、本制度を積極的に活用されるよう周知をお願いする。

記

1 本制度の概要及び留意点

(1) 構造改革特別区域の認定について

市町村が、その設定する構造改革特別区域法第 2 条 2 項に規定する構造改革特別区域（以下「特区」という。）における狂犬病予防員の数当該市町村の区域の範囲に比較して少なく、狂犬病の発生を予防するために、狂犬病予

防法に基づく犬の抑留に関する事務を当該市町村長が自ら行う必要があると認められた場合、内閣総理大臣に認定を申請する。認定を受けた日以降は、特例措置として、当該市町村の職員である獣医師であるもののうちから狂犬病予防員を任命し、犬の抑留に係る事務を行わせることができるものである。

(2) 特例措置の対象となる事務

狂犬病予防員の任命（狂犬病予防法第3条）

狂犬病予防員による犬の抑留（狂犬病予防法第6条第1項から第3項まで、第7項及び第9項）

犬の抑留所の設置（狂犬病予防法第21条）

(3) 必要な費用の負担

特区における抑留に係る事務に関する費用については、狂犬病予防法第23条の規定にかかわらず、犬の所有者が負担する飼養管理費及び返還に要する費用を除き、市町村の負担による。

(4) 留意点

本制度は、市町村長が任命した狂犬病予防員が、狂犬病予防法第6条に基づく登録等を受けていない犬の抑留及び同法第21条に基づく抑留所における管理を行わせることができるものである。この場合であっても、同法に基づき都道府県等が実施する抑留等に係る権限が失われるものではないこと。

## 2 本制度の申請手続き

構造改革特区計画認定申請マニュアル（総論及び規制の特例措置（平成16年9月3日内閣府構造改革特区・地域再生担当室））を参照の上、市町村長より内閣総理大臣あて（内閣府構造改革特区・地域再生担当室）申請を行われない。